

平成 29 年度 第 11 回法学部教授会議事録要旨

日 時：平成 30 年 2 月 13 日（火）14:00～15:35

場 所：板橋校舎 一号館 4 階 1-0407 会議室

構成員：36名（定足数18名）

出席者：35名（定足数充足）

欠席者：1名

議 長：法学部長

I. 議案の審議

1. 平成 30 年度一般入試（3 教科）合否判定に関する件

法学部長の指名を受け、各学科主任より資料に基づき提案があり、承認された。

2. 大東文化大学「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の改正（案）に関する件

法学部長より、資料に基づき、大学全体の 3 つのポリシーの改正案が、学部長会議の議案となった旨の説明があった。法学部長より、質問、意見等が要請されたが意見等は無く、承認された。

3. 全学共通科目、外国語科目（英語）、外国語科目（英語以外）、保健体育科目「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）の改正、制定（案）に関する件

法学部長より、資料に基づき説明があった。法学部長より、質問、意見等が要請されたが意見等は無く、承認された。

4. 「教職課程センターディプロマ・ポリシー」「教職課程センターカリキュラム・ポリシー」及び「教職課程センターアドミッション・ポリシー」の制定（案）に関する件

法学部長より、資料に基づき説明があった。法学部長より、質問、意見等が要請されたが意見等は無く、承認された。

5. 学校法人大東文化学園職員任免規則等の改正に伴う規則（大東文化大学学則、教員選考基準、大東文化大学一般研究費使用要領、一般研究費科目別用途範囲等に関するガイドライン、大東文化大学学長選考規程、大東文化大学学科協議会規程、大東文化大学大学院教員及び研究科委員会規程）の改正（案）に関する件

法学部長より、資料に基づき、新学部新学科の増設に伴う助手制度にかかる、諸規程の改正（案）である旨の説明があった。法学部長より、質問、意見等が要請されたが意見等は無く、承認された。

6. 大東文化大学教学 IR 規程の制定（案）および大東文化大学学長室規程制定案の改正に関する件

法学部長より、資料に基づき説明があった。法学部長より、質問、意見等が要請されたが意見等は無く、承認された。

7. 大東文化大学ヒトを対象とする医学系研究の倫理規程の改正（案）に関する件

法学部長より、資料に基づき、趣旨説明があった。法学部長より、質問、意見等が要請されたが意見等は無く、承認された。

8. 教職課程等の資格課程履修料等及び科目等履修料に関する内規の改正（案）に関する件

法学部長より、資料に基づき、説明があった。法学部長より、質問、意見等が要請されたが意見等は無く、承認された。法学部長の指名により、担当の准教授より補足説明があった。

9. 平成 30 年度専門演習科目受け入れ（春募集）に関する件

法学部長より、資料に基づき提案があった。法学部長より意見等が要請されたが意見等は無く、提案は承認された。

10. 2019 年度入試改革（提案）に関する件

法学部長より、資料に基づき、説明があった。法学部長より意見等が要請され、意見が表明された。その他意見がある場合は、法学部長宛て意見等を寄せるよう要請された。意見は集約し、入学試験委員会に提出する旨の提案があり、承認された。

11. その他

法学部長より、口頭により、本日、2017 年度点検・評価シート（経過報告）の提出依頼が届いた旨、報告があった。点検・評価シート作成の取組み体制について提案があり、承認された。

II. 報告事項

1. 諸会議報告

法学部長より、資料に基づき報告があった

2. 東松山キャンパス運営委員会報告

法学部長の指名を受け、東松山担当主任より、資料に基づき報告があった。

3. 平成 30 年度学校法人大東文化学園事業計画書（案）（学園・大学部分）について

法学部長より、資料に基づき、報告があった。事業計画について、意見等があれば法学部長宛て寄せるよう要請があった。

4. 国際交流センターからの報告について

法学部長より、資料に基づき国際交流センターより学長宛て提案があった旨、報告があった。

5. その他

Ⅲ. 学籍・兼業・回収資料

1. 法学部専任教育職員の兼業に関する件

法学部長より、資料に基づき説明があり、承認された。

2. 海外渡航に関する件

法学部長より、資料に基づき帰国届の提出があった旨の報告があり、承認された。

3. 学生の懲戒処分について（懲戒処分審査委員会報告）

法学部長より、資料に基づき報告があり、今後の事務処理と対象学生への対応について要請があった。

4. 学生懲戒処分規程に定める懲戒処分の対象となり得る行為に関する件（報告）

法学部長の指名を受け、調査委員会委員長より、資料に基づき調査報告があり、承認された。公示は大東文化大学学生懲戒処分規程のとおり公示案に学籍番号・氏名を追記して公示することが、承認された。

5. 不正行為に関する件

法学部長の指名を受け、政治学科主任より、資料に基づき報告があり承認された。公示案の提案があり、承認された。

6. その他

以上で全ての審議が終了したので、法学部長は閉会を宣した。